

## 入札に関するルール等の見直しについて

第4回国債市場特別参加者会合（3月4日）での議論等を踏まえ、入札に関するルール等について、以下のとおり見直すこととする。

## 1. 応札制限の導入

- （1）17年7月以降行われる全ての国債及びF Bの競争入札において、各入札の発行予定額（競争入札、非競争入札及び第 非価格競争入札の発行予定額として各入札参加者に通知する額をいう。）を応札限度とする応札制限を導入する。

（注）10年シ団債の割当入札においても、入札による割当部分（発行予定額の90％）ではなく、発行予定額を応札限度とする応札制限を導入する。落札制限（一社ごとの割当上限は入札による割当部分の30％）については、引き続き存置する。

- （2）仮に、（1）に違反して、応札限度を超える応募があった場合、応募限度額の範囲内で有効な応募とみなし、限度額超の部分は切り捨てることとする。この場合、応募価格が高いもの（イールド・ダッチ方式の入札においては、応募利回りが低いもの）から応募限度額に達するまでを順次有効な応募とする。

（注）応札制限導入後も、応札制限を超える入力がシステム上は可能な状態（エラーとならない）となるが、財務省・日本銀行における募入手続きがスムーズに行えるよう、各入札参加者は、発行予定額を超える応札をしないよう、関係者に周知徹底ありたい。

- （3）応札制限の導入に併せ、市場の需要をよりきめ細かく反映した応札を可能とする観点等から、以下のとおり、応札単位（応札価格・利回りの刻み幅）の引下げを行う。

なお、応札単位は、市場の状況、入札参加者の応札動向等に基づいて定めることとし、今回の変更後の市場の状況等を踏まえ、今後も、必要に応じ、引上げを含めた見直しを行うものとする。

2年債： 1銭→5厘

T B（6か月物）： 1厘→5毛

F B： 5毛→1毛

（注）30年債（0.5bp） 20年債（5銭） 10年債（1銭） 物価連動債（0.5bp） 5年債（1銭） T B（1年物）（1厘）については据置

## 2．15 年変動利付債の入札方式の変更

- ( 1 ) 17 年 7 月債から、財務省において  $\alpha$  を設定の上、以下により、価格コンベンショナル方式による入札を行う。
- ( 2 )  $\alpha$  は 5 b p 単位とし、入札当日朝 ( 10 時 30 分 ) に決定・公表する。  
なお、入札参加者に対しては、初期利子に適用する利率 (「基準金利 ( 10 年国債の金利 ) -  $\alpha$ 」) を通知する。
- ( 3 ) 応札単位は 5 銭とする。
- ( 4 ) 価格コンベンショナル方式への移行に伴い、15 年変動利付債についても第 非価格競争入札を実施する。